

野菜生産者の皆さんへ

平成23年 5月 9日

福島県いわき農林事務所
いわき市
J A いわき市
J A いわき中部
(株) 平果
(有) 勿来中央青果地方卸売市場
(株) 勿来食品青果市場

野菜の出荷制限・摂取制限解除に伴う取り扱いについて

福島第一原子力発電所事故に伴い、原子力災害対策特別措置法により平成23年3月21日より、非結球性葉菜類（ほうれんそう、こまつななど）、結球性葉菜類（キャベツ、はくさいなど）、アブラナ科花蕾類（ブロッコリーなど）、の出荷・摂取制限、かぶの出荷制限が指示されました。

その後、3回のモニタリング検査で暫定規制値を超過することがなかったことから、平成23年5月4日に非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科花蕾類、かぶの制限が解除になりました。これにより、野菜のすべてで出荷・摂取が可能となりました。

ただし、県内において出荷制限が解除されていない地域があるので、今まで制限対象だった品目の出荷にあたっては、下記に注意してください。

記

- 1 出荷にあたっては産地名「いわき市」と明示してください。直売所においては、陳列棚に「いわき市」と明示してください。
- 2 出荷先、出荷数量を、正確に記録し、保存してください。
- 3 モニタリングにより再び暫定規制値超過になった場合、速やかに撤収及び回収してください。
- 4 かぶは、結束する部位以外の葉を除去して出荷してください。

※ 「たけのこ」は出荷制限を継続中です。

※追記 出荷制限されていた「たけのこ」は、その後のモニタリング調査で安全性が確認され、平成23年6月8日付けで出荷制限が解除になりました。